

大和市の用途地域・防火・高さの制限について

この内容は令和7年4月1日現在のものです。法改正等により制限が変更される場合がありますので、その都度の調査をお願いします。又、このパンフレットは、市内の土地に対する原則的な最低限の制限内容を掲載しており、その土地に関する全ての法規制について記述したものではありませんのでご注意ください。

用途地域や都市計画道路などの情報をホームページで紹介しています。大和市役所のページ右上の検索バーに「大和市公開型地図情報サービス」と入力し検索してください。

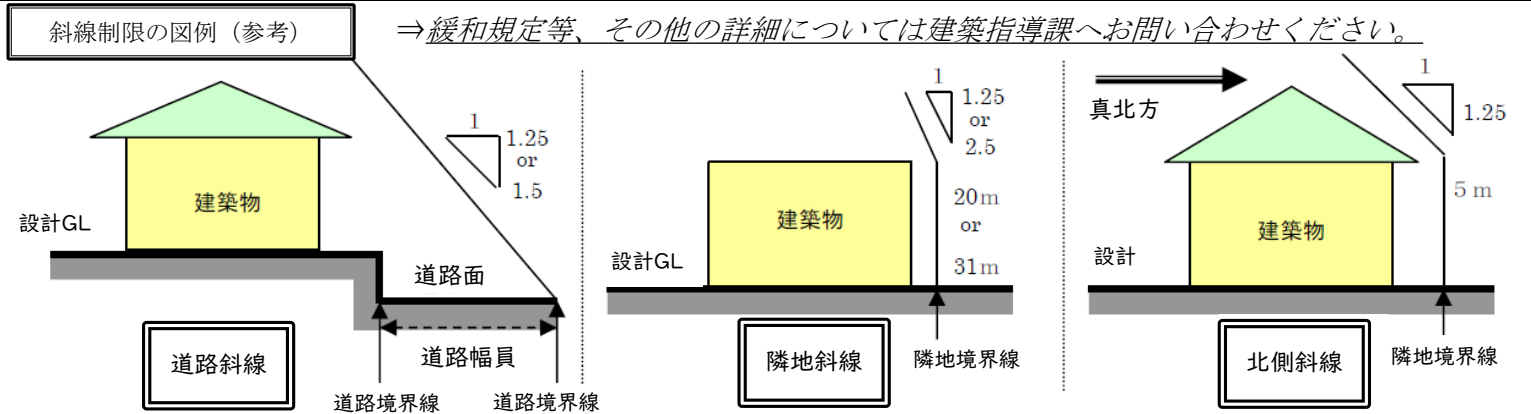
「大和市公開型地図情報サービス(外部リンク)」をクリックし、「行政情報」、「都市計画」を選んで下さい。

R7.4.1作成

参考

- 大和市内全域、都市計画区域です。また、高度地区はありません。
- 航空法による高さの制限については、海上自衛隊厚木航空基地のホームページをご覧ください。
 - 住宅防音工事については南関東防衛局企画部住宅防音第1、第2課(045-211-7113)にお問合せ願います。
 - 地区計画、建築協定などによる敷地面積の最低限度等がある場合があります。
建築協定についてはまちづくり推進課へお問い合わせ願います。
 - 前面道路幅員による容積率制限があります。また、2以上の前面道路による建蔽率の緩和措置があります。
 - 各制限に対する緩和規定等の特殊な事例については、下記及び裏面の担当課へお問い合わせ願います。
- (※1) 令和5年2月1日付で第1種低層住居専用地域の全域を準防火地域とする都市計画変更の告示を行いました。告示日以降、新築・増築工事等に着手する場合、準防火地域の仕様とする必要があります。

用途地域	容積率／建蔽率	防火地域 準防火地域	建基法 第22条 第1項	建基法 第55条 第1項	建基法第56条第1項			建基法 第56条の2 第1項
					道路斜線	隣地斜線	北側斜線	
第1種低層 住居専用地域	□ 80／50	準防火地域 (※1)		絶対高 10m	1.25L		5m+1.25L	(一) 3h, 2h 測定面高1.5m
	□ 100／50							
第1種中高層 住居専用地域	□ 200／60	準防火地域			1.25L	20m+1.25L		(一) 3h, 2h 測定面高4m
第1種 住居地域	□ 200／60	準防火地域			1.25L	20m+1.25L		(一) 4h, 2.5h 測定面高4m
第2種 住居地域	□ 200／60	準防火地域			1.25L	20m+1.25L		(一) 4h, 2.5h 測定面高4m
準住居地域	□ 200／60	準防火地域			1.25L	20m+1.25L		(一) 4h, 2.5h 測定面高4m
近隣商業地域	□ 200／80	準防火地域			1.5L	31m+2.5L		(一) 4h, 2.5h 測定面高4m
	□ 300／80							
商業地域	□ 400／80	防火地域			1.5L	31m+2.5L		
準工業地域	□ 200／60		指定有		1.5L	31m+2.5L		(一) 4h, 2.5h 測定面高4m
工業地域	□ 200／60		指定有		1.5L	31m+2.5L		
用途地域の指定 のない区域 (市街化調整区域)	□ 100／50		指定有		1.25L	20m+1.25L		イ 軒高7m超又は 地階を除く階数 3以上 (一) 3h, 2h 測定面高1.5m



裏面に関係法令の 問合せ先があります。	都市計画法に関すること	⇒	まちづくり計画課	都市計画係	TEL 046-260-5443
				開発指導係	TEL 046-260-5430
	建築基準法に関すること	⇒	建築指導課	建築審査係	TEL 046-260-5434
				建築指導係	TEL 046-260-5425
				建築住宅係	TEL 046-260-5422

※この表は全ての法規制について記述したものではありませんので、ご注意ください。

法令名・主な業務		担当部署	場所	関係する条例等		
都市計画法	都市計画に関する事	まちづくり計画課 tel:046-260-5443	本庁舎4F	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例 開発登録簿は地図情報サービスで 確認できます。 		
	開発行為の許可等に関する事	まちづくり計画課 tel:046-260-5430	本庁舎4F			
	市街化調整区域に関する事					
宅地造成及び特定盛土等規制法		神奈川県砂防課 厚木南駐在事務所 tel:046-223-1711	厚木市田村町2-28			
国土利用計画法（市経由→県届出）		まちづくり計画課 tel:046-260-5443	本庁舎4F			
都市再生 特別措置法 （立地適正化計画）	居住誘導区域外の開発行為及び建築等行為の届出に関する事（法88条） 都市機能誘導区域外の誘導施設を含む開発行為及び建築等行為の届出に関する事（法108条） 都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止、廃止の届出に関する事（法108条の2）	まちづくり計画課 tel:046-260-5443	本庁舎4F	都市再生特別措置法に基づく届出		
	上記以外に関する事	まちづくり総務課 tel:046-260-5447	本庁舎4F	大和市立地適正化計画		
土地区画整理法	土地区画整理事業に関する事	まちづくり推進課 tel:046-260-5458	本庁舎4F			
	換地図に関する事	まちづくり推進課 tel:046-260-5483				
景観法		まちづくり推進課 tel:046-260-5483	本庁舎4F	大和市景観条例		
建築協定に関する事				建築基準法		
屋外広告物法		建築指導課 tel:046-260-5425	本庁舎4F	大和市屋外広告物条例		
都市の低炭素化の促進に関する法律		建築指導課 tel:046-260-5434				
建築基準法	建築確認に関する事 接道、指定道路図及び調書の整備、閲覧等に関する事					
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建築物の解体、新築・増築等に係る建設リサイクル法届出に関する事					
道路法	幅員、埋設物、道路台帳等	道路管理課 tel:046-260-5403	本庁舎4F			
特定都市河川浸水被害対策法		下水道・河川施設課 tel:046-260-5467	本庁舎4F	境川・引地川		
下水道法		下水道経営課 tel:046-260-5468	本庁舎4F			
農地法		農業委員会事務局 tel:046-260-5137	本庁舎4F			
生産緑地法		農業応援課 tel:046-260-5132	本庁舎4F			
		まちづくり計画課 tel:046-260-5443				
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		神奈川県厚木土木事務所 東部センター 河川砂防課 tel:0467-79-2800	綾瀬市寺尾本町1-11-3	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域		
		危機管理課 tel:046-260-5728	本庁舎3F			
公有地の拡大の推進に関する法律		財政課 tel:046-260-5324	本庁舎3F	 大和市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条		
文化財保護法		文化振興課 tel:046-260-5225	本庁舎2F	埋蔵文化財の位置及び区域は「地図情報サービス」でご確認いただけます。		
住居番号設定届に関する事		市民課 tel:046-260-5110	本庁舎1F			
航空法		海上自衛隊 厚木航空基地ホームページ	厚木基地内	 物件等の制限についてはホームページでご確認いただけます。		